

岡山県公報

発行 岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

○ ○ ○ ○
" " 落札者等の決定 公共測量の実施

監理課
用度課
警察本部会計課
〃

【規則】

○ 医療法施行細則の一部を改正する規則
○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

医療推進課

【訓 令】

○ 岡山県庁文書保存分類表の一部改正
○ //

総務学事課

【告 示】

○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正

医療推進課

(県例規集登載)

障害福祉課

医師の指定及び辞退

障害福祉課

道路の区域変更

道路整備課

道路の供用開始

"

【公 告】

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

◎岡山県規則第四十四号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和三十五年岡山県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「（宿直医師特例認定申請書）」に改め、同条中「法第十六条ただし書」を「規則第九条の十五の二」に、「宿直医師免除許可申請書」を「宿直医師特例認定申請書」に改める。

様式第二十号を次のように改める。

様式第20号（第16条関係）

年 月 日

岡山県知事 殿

管理者 住所
〃 氏名
電話 印

宿直医師特例認定申請書

病院に医師を宿直させないこととしたいので、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15の2の規定により、次のとおり病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されていることの認定を申請します。

記

病院の名称				
病院の所在地				
病院の電話番号				
診療科名				
病床数		一般病床	療養病床	精神病床
		床	床	床
		結核病床	感染症病床	合計
		床	床	床
病院に医師を宿直させない理由				
医師が速やかに診療を行う体制の確保の状況	連絡体制	別添のとおり		
	連絡を受ける医師が滞在する場所			
	医師が適切な診療を行うことができる状態の確保	有 ・ 無		

（添付書類）

- 1 連絡体制及び医師が適切な診療を行うことができる状態が確保されていることを確認することができる病院の規程等
- 2 連絡を受ける医師が滞在する場所から病院に至るまでの経路、距離及び所要時間を記載した略図

様式第三十八号中「~~第28条~~の3」を「~~第28条~~の4」に改める。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

23年厚生省令第50号) 第9条の15の2」に定める「第2」中「一部若しくは全部の停止の命令」や「全部若しくは一部の停止命令」に定める「第2」中「(13)を(14)とし、(9)から(12)までを一ずつ繰り下げ、(8)の次に次のように加える。

(9) 病院に対する措置命令又は業務の全部若しくは一部の停止命令 (第24条の2)										

別表第三医療推進課の部1の項3(6)中「一部若しくは全部の停止の命令」や「全部若しくは一部の停止命令」に定める「第3」中「(15)を(16)とし、(11)から(14)までを一ずつ繰り下げ、(10)の次に次のように加える。

(11) 診療所又は助産所に対する措置命令又は業務の全部若しくは一部の停止命令 (第24条の2)										

別表第三健康推進課の部13の項1(9)を定める。
別表第三生活衛生課の部3の項5中「第14条の12」の次に「、第52条の10」を加える。

別表第三子ども家庭課の部1の項2(2)中「認定及び登録」や「登録及び認定」に定める「第6」中「岡山県母子家庭等日常生活支援事業費補助金交付要綱」や「岡山県ひとり親家庭等日常生活支援事業費補助金交付要綱」に定める。

別表第三観光課の部2の項1(5)中「始めた又は同居を」や「始め、又は」に「「処理」や「受理」に定める「第1」中「第47条第1項」や「第47条第1項ただし書、第2項ただし書」に定める「第14の項1中「第4条第1項」や「第5条第1項」に定める「第5条第1項」や「第6条第1項」に定める「第12条第1項」や「第18条第1項」に定める「第4中「第15条第1項」や「第21条第1項」に定める「第16条」や「第22条」に定める。

別表第三農業・園芸課の部1の項2(2)中「(平成12年通商産業省告示第940号第2条)」や定める「第2」中「(平成12年通商産業省告示第940号第4条)」や定める「第4」中「届出修理事業者」や「届出製造事業者等」に定める。

別表第三経済支援課の部5の項2(2)中「又は総代会招集」や「及び総代会の招集」に「第82条の10」や「第55条の2、第82条の10、第82条の11」に定める「第1」中「設立」を「組合」に定める「第1(1)中「組合」や「設立」に定める。

別表第三畜産課の部18の項1中「又は」の次に「指定の」を加え、第27の項1中「施設利用」や「施設等の利用」に定める。
別表第三耕地課の部1の項1(6)中「受理」や「届出の受理」に定める「第1」中「保全施設維持」や「維持」に定める。

別表第三農村振興課の部1の項1(二)中「第87条の3第6項」や「第88条」における「同一(二)中「第113条の3」や「第113条の4」における「同一(三)中「立入り、」や「立入による」」と改め、同部6の項9中「縦覧」や「及び縦覧」における「同部21の項9中「変更命令」や「変更の認可並びに変更の命令」における「同部27中「貸借権」や「賃貸借」における「同部29の項1中「第17条の7第5項、第17条の28第4項」や「第17条の17第5項、第17条の36第4項」における。

別表第三林政課の部4の項4中「事業計画」や「事業計画書及び収支予算書」における「同部9の項1中

「	
ア	第3条第1項第4号に規定するもの
イ	
ア以外のもの	
」	

を
における「同部7の項9中「法務局」や「登記所」における。

(1)	第3条第1項第4号に掲げるもの
」	
(2)	(1)以外のもの
」	

別表第三治山課の部1の項6(9)中「調整保管」や「調整及び保管」における「同部23の項1(2)中「保護管理」や「保護又は管理」における。

別表第三水産課の部1の項2(4)中「分割変更」や「分割又は変更の免許」における「同部23の項9中「の変更、取消し及び」や「又は起業の認可の変更及び取消し並びに」における、同部21の項3(2)中「収用等」を「収用」における「同部24の項2(二)中「採取場又は事務所」や「事務所、砂利採取場等」における「同部26の項1(14)中「保全施設維持」や「維持」における。

別表第三監理課の部1の項1(2)中「届出受理」や「届出の受理」における。

別表第三河川課の部5の項3(1)中「採取場・事務所等」や「事務所、砂利採取場等」における。

別表第三会計課の部2の項1及び2中「及び」や「及び指定の」における。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県訓令第3号

岡山県庁文書保存分類表（昭和三十八年岡山県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

庁 中 一 般

第四表第一分類A第二分類2の表第三分類1の項中

総務管理

を

総務

に改め、同3の項中

総務会議	1
------	---

を

--	--

に改める。

第四表第一分類A第二分類3の表第三分類0の項中

地方分権	5	行政情報	3	
------	---	------	---	--

を

		行政情報	3	内部統制	5
--	--	------	---	------	---

に改め、同3の項

中

行政改革	10						
------	----	--	--	--	--	--	--

を

指定管理 者制度	10	外郭団体	10	試験研究 機関の外 部評価	10	附属機関 ・審議会	5	P F I	3
-------------	----	------	----	---------------------	----	--------------	---	-------	---

に改め

る。

第四表第一分類A第二分類5の表第三分類7の項中

5		
---	--	--

を

5	パブリック コメント	3
---	---------------	---

に改める。

第四表第一分類A第二分類6の表第三分類1の項中

「の類型」を「に資する提案」に改める。

第四表第一分類B第二分類5の表第三分類5の項中

--	--	--	--	--

を

個人型確定拠出年金	〃	5	証明申請	3
-----------	---	---	------	---

に改める。

第四表第一分類D第二分類4の表第三分類7の項中

--	--	--	--	--

を

総務事務 業務委託	〃	3	委託契約	5
--------------	---	---	------	---

に改める。

に改める。

第四表第一分類M第二分類3の表第三分類2の項中

冊	5	を	冊	水
---	---	---	---	---

に改める。

第四表第一分類M第二分類6の表第三分類Bの項中

3	を	3	防除事業	5
---	---	---	------	---

に改める。

第四表第一分類N第二分類0の表第三分類3の項中

委託費	3	を	委託費	5
-----	---	---	-----	---

に改める。

第四表第一分類P第二分類2の表第三分類0の項中

表彰	5
----	---

を「表彰」に改め、同2の項中

表彰	水
----	---

学校養成所の指定等	水
-----------	---

を「」に改め、同3

の項中

3			
---	--	--	--

を

3	要望	3	看護職員 需給見通し	5
---	----	---	---------------	---

に改める。

第四表第一分類P第二分類3の表第三分類Cの項中

難病医療 福祉相談 事業	5	訪問指導 事業	5
--------------------	---	------------	---

を

難病患者地域 女性援対策 推進事業	5	
-------------------------	---	--

「入院施設確保事業」を「難病医療提供体制」

に、

文援計画 策定評価 事業	5	訪問相談 事業	5
--------------------	---	------------	---

を

--	--	--	--

に改め、同Dの項中

一般疾病 医療費	3
-------------	---

を

一般疾病 医療費	5
-------------	---

に改める。

第四表第一分類P第二分類6の表第三分類7の項中

登録注射	1
------	---

及び

委託契約	5
------	---

を

--	--

に、

3		
---	--	--

を

3	例	規	水
---	---	---	---

に改め、同9の項中

3		
---	--	--

を

3	例	規	水
---	---	---	---

に改め、同表に次の一項を加える。

第四表第一分類P第二分類7の表第三分類8の項中「国庫補助」を「国庫補助金・国庫交付金」に、

5		
---	--	--

を

5	例 規	永
---	-----	---

に改める。

第四表第一分類Q第二分類2の表第三分類3の項中

指定	6
----	---

に改める。

第四表第一分類Q第二分類5の表第三分類Dの項中

5	表	彰	永
---	---	---	---

に改め、同表に次の一項を加える。

第四表第一分類R第二分類0の表第三分類6の項中

氷		
---	--	--

を

氷	新エネ ギー ジョ ン	ら
---	----------------------	---

に改める

第四表第一分類R第二分類0の表第三分類6の項中

に改める。

第四表第一分類R第二分類1の表第三分類1の項中

ט

に改め、同Mの項中

”	10	補助金	5	委託契約	5
---	----	-----	---	------	---

を

に改め、同Wの項中			
ビジネスマ ンリーダー 養成講座		を	
ビジネスマ ンリーダー 養成講座		に改める。	

第四表第一分類R第二分類4の表第三分類Dの項中	
を	
に改める。	

第四表第一分類S第二分類2の表第三分類1の項中	
10	
を	
10	災害見舞 金
5	5
に改め、同3の項中	
3	を
に改め、同4の項中	

試験	5	講習	永
を			
試験実施	永	講習	5
に改め、同Bの項中			
3	を	5	に改める。

第四表第一分類S第二分類3の表第三分類7の項中	
プロフェッショ ナル人材・ロギ スパート人材	
を	
プロフェッショ ナル人材就 業補助金	
に改める。	

第四表第一分類T第二分類2の表第三分類0の項中	
5	を
10	に改め、同2の項中
1	を
3	に、
3	を

3	休眠預金 異動事由	永
に改め、同5の項中		
1	を	3
に改める。		

第四表第一分類T第二分類4の表第三分類9の項中	
参	訪
を	
に改め、同Aの項中	
県立青少年職 業文化センター 一三館開	
5	を
に改め、同表に次の一	

項を加える。

B	県立青少年農林文化センター三徳園	総括	3	国庫補助	10	県費補助	5	指定管理	5	農業研修	5	農場管理	5						
---	------------------	----	---	------	----	------	---	------	---	------	---	------	---	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類T第二分類5の表第三分類Aの項中

5				
---	--	--	--	--

を

5	鳥獣利用	鳥獣利用補助金	5
---	------	---------	---

に改める。

第四表第一分類T第二分類9の表第三分類6の項中

農工法	を	農村産業法	に	5	を	5	地域投資促進法	10
-----	---	-------	---	---	---	---	---------	----

に改め、同7の項中「農村地域工業導入対策」を「農村地域産業導入対策」に、「市町村農工計画」を「実施計画」に改める。

第四表第一分類Y第二分類2の表第三分類2の項中

10				
----	--	--	--	--

を

10	森林経営規程承認・変更	水	組織変更	水
----	-------------	---	------	---

に改める。

第四表第一分類Z第二分類0の表第三分類0の項中

5			
---	--	--	--

を

5	表	彰	5
---	---	---	---

に改める。

第四表第一分類Z第二分類1の表第三分類2の項中

「用地補償限度額承認」を「土地等補償額承認」に改める。

第四表第一分類Z第二分類6の表第三分類1の項中

災害復旧助成事業	5	を		
----------	---	---	--	--

に改め、同2の項中

「

”	5	”	5	”	5	”	10
---	---	---	---	---	---	---	----

を

		”	5	”	5	”	10
--	--	---	---	---	---	---	----

に改め、同3の項中

「

”	5	”	5	”	5	”	10
---	---	---	---	---	---	---	----

を

災害復旧	5	”	5	”	5	”	10
------	---	---	---	---	---	---	----

に改め、同4の項中

3	＝	5	＝	5	＝	5	＝
---	---	---	---	---	---	---	---

を

3	＝	5	＝	5	＝	5	＝
---	---	---	---	---	---	---	---

に改める。

近現代建築魅力発信	〃	3	近代建築ソリウムネットワーク	5	瀬戸内近現代建築魅力発信協議会	5	おかやま建築実証	5
-----------	---	---	----------------	---	-----------------	---	----------	---

第四表第一分類A B第二分類2の表第三分類Lの項中

高橋孝治博士 足利孝治博士 給仕通事業

を

神野孝治 博士法

に、「洋診二画」を「神野論和診二画」に改め、同表に次の一項を加える。

R	住宅セーフティネット法	〃	3	供給計画	永	補助金	10	セーフティネット住宅登録	永	居住支援 法人指定	永	認可承認	永	指導監督	10					
---	-------------	---	---	------	---	-----	----	--------------	---	--------------	---	------	---	------	----	--	--	--	--	--

この訓令は、公布の日から施行し、平成二十九年年度以降に完結した文書から適用し、平成二十八年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

岡山県庁文書保存分類表（昭和三十八年岡山県訓令第二十号）の一部を次のように改正する

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆太

第四表第一分類A第二分類1の表第三分類0の項中

を

に改める。

第四表第一分類G第二分類5の表第三分類6の項を次のように改める。

[illegible]

第四表第一分類G第二分類5の表第三分類7の項中

を

に改める。

第四表第一分類H第二分類6の表第三分類2の項中

を

に改める。

第四表第一分類P第二分類2の表第三分類3の項中

を

に改める。

第四表第一分類Q第二分類8の表第三分類1の項中

をに改め

第四表第一分類R第二分類1の表第三分類Wの項中

地域産業 人材育成	5
--------------	---

を

--	--

に改める。

第四表第一分類S第二分類3の表第三分類4の項中

地方創生 奨学金	5
-------------	---

を

奨学金返 還支援	10
-------------	----

に改め、同7の項中

5		
---	--	--

を

5	3年以内既卒 者再チャレンジ 支援企業	5
---	---------------------------	---

に改

める。

第四表第一分類Y第二分類1の表第三分類Jの項中

森林整備加 速化・林業 再生事業

を

林業・木材産 業成長産業化 促進対策事業

に改め、同表に次の一項を加える。

L	森林経営 管理法	〃	5	〃	水														
---	-------------	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類Z第二分類4の表第三分類9の項中

水		
---	--	--

を

水	特定開発 行為の許 可	5
---	-------------------	---

に改める。

第四表第一分類A B第二分類1の表に次の一項を加える。

K	不動産特 定共同事 業法	〃	3	許 可	5	登 録	5												
---	--------------------	---	---	--------	---	--------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類A B第二分類4の表第三分類2の項中

おかやまC LITプロジ ェクト	〃	5
------------------------	---	---

を

--	--	--

に改め、同3の項中

〃

を

終
止

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成三十年度以降に完結した文書から適用し、平成二十九年以前に完結した文書については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第五百三十号

（許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。）

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表出先機関の部保健所の項中13を削り、14を13とし、15を14とし、同14の次に次のように加える。

15	医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15の2	病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されていることの認定	14日				
----	--------------------------------	--------------------------------	-----	--	--	--	--

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第五百三十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成三十年九月十八日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
篠浦 先	小腸	一般財団法人津山慈風会津山中央病院	津山市川崎一七五六
皆川 寛	肢体不自由	一般財団法人津山慈風会津山中央病院	津山市川崎一七五六

二 指定を辞退した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
山本 良一	肢体不自由、心臓、呼吸器、小腸、肝臓	岡山赤十字病院玉野分院	玉野市築港五丁目一―二五
山中 隆夫	肢体不自由、呼吸器	独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター	都窪郡早島町早島四〇六六
柴田 育男	肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸	和气町国民健康保険日笠診療所	和气郡和气町日笠上四〇五
近藤 秀則	肢体不自由	社会医療法人緑社会金田病院	真庭市西原六三
宗田 憲治	肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器	医療法人みわ記念病院	浅口市金光町佐方八〇―一

◎岡山県告示第五百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 大佐日野線
- 三 道路の区域

区 域		新 旧 別	幅 員	延 長
新見市大佐大井野字道仙後一八二五番一七地先から	新見市大佐大井野字梅ノ木一八四八番一	新	八・〇〇 二九・五	二六六・五
新見市大佐大井野字道仙後一八二五番一七地先から	新見市大佐大井野字梅ノ木一八四八番一	旧	三・六〇 二五・〇	二六三・七

◎岡山県告示第五百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の種 類	道路の種 類
路線名	大佐日野線	県道
区間	新見市大佐大井野字道仙後一八二五番一七地 先から 新見市大佐大井野字梅ノ木一八四八番一地先 まで	
供用開始 年月日	平成三十年 十月五日	

〔四六八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年九月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くらげ

三 代表者の氏名

中尾 圭

四 主たる事務所の所在地

倉敷市庄新町四番六一一四号

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある方や生活に困窮している方が地域の中で生き生きと生き甲斐を持って生活が行えるよう就労支援や地域生活支援に関するサポートを行い、地域福祉、更には社会全体の利益に寄与することを目的とする。

平成30年10月5日 岡山県公報 第12031号

〔四六九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成三十年九月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人砂川資源再生維新の会

三 代表者の氏名

利守 賢治

四 主たる事務所の所在地

赤磐市多賀四一番地一号

五 定款に記載された目的

この法人は、県民一般特に砂川流域に居住している者に対して、環境の保全等に関する事業を行い、地域住民が住みよい郷土づくりをしていく活動に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔四七〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測 量 区 域	測 量 の 種 類	測 量 期 間
岡山市北区津島地区（岡山市北区津島京町二丁目、津島京町三丁目、津島笹が瀬、津島中三丁目、津島西坂一丁目、津島西坂二丁目、津島西坂三丁目、津島福居一丁目、津島本町のそれぞれ一部）	公共測量（基準点測量）	平成三十年十月一日から平成三十一年二月二十八日まで

平成30年10月5日 岡山県公報 第12031号

〔四七一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

透過型電子顕微鏡 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成三十年八月二十九日

四 落札者の氏名及び住所

日本電子株式会社広島支店

広島県広島市中区橋本町一〇一六

五 落札金額

六九、七六八、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、一六八、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成三十年七月二十日

平成30年10月5日 岡山県公報 第12031号

〔四七二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

運転者管理システム汎用電子計算機等借入れ 一式

二 借入期間

平成三十一年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成三十年九月六日

五 落札者の氏名及び住所

N E C キャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目一五番三号

六 落札金額

一月当たり一三、〇六四、三一五円（うち消費税額及び地方消費税の額九六七、七二七円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成三十年七月二十七日

平成30年10月5日 岡山県公報 第12031号

〔四七三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

岡山県警察緊急配備等捜査支援システム路上装置の借入れ 一式

二 借入期間

平成三十一年二月一日から平成三十四年一月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部刑事部刑事企画課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成三十年九月十三日

五 落札者の氏名及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

六 落札金額

一月当たり三、三九二、二八〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二五一、二八〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成三十年八月三日